

証券コード 6291
2020年3月12日

株 主 各 位

東京都台東区入谷一丁目14番9号
日本エアーテック株式会社
代表取締役社長 平 沢 真 也

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記により開催致しますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、2020年3月26日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年3月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号
ホテル ラングウッド 2階「朱鷺の間」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第47期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 会計監査人選任の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第8号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.airtech.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、米中貿易摩擦等に伴う輸出の低迷などにより、不透明な状況にあります。また、国内経済も半導体の一部に明るさが見えはじめてはいるものの、依然として不透明な状況で推移しました。

当社における事業環境は、電子工業分野では、海外における液晶テレビ用やスマートフォン等のパネル製造に関連する設備投資が抑制されました。国内においても、データセンター用半導体、スマートフォン及び車載電子機器関連の部品製造設備投資は慎重な姿勢が見られました。一方、バイオリジカル分野では、研究開発施設、再生医療関連及び食品工業の設備投資が堅調に推移致しました。

このような状況の下、電子工業分野では、液晶・半導体製造装置、搬送装置及び電子部品・電子素材メーカーを中心に、そしてバイオリジカル分野では、再生医療関連及び食品工業を主に営業強化を図り、顧客ニーズに合致した製品開発・改良を推進してまいりました。「10型安全キャビネット」「傾斜01型卓上型クラスⅡ安全キャビネット」「M型クリーンベンチ」等特徴を有する製品開発・改良を行い、営業面では再生医療関連や電子工業関連の展示会出展等販売強化に努めてまいりました。

収益面におきましては、大口案件の選択受注及び標準品の拡販等により、前期比では増収となりました。しかし営業利益は増加したものの、海外からの配当金の減少等があり、経常利益、当期純利益は減少となりました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高104億42百万円（前期比2.5%増）、営業利益4億35百万円（同1.9%増）、経常利益5億85百万円（同0.1%減）、当期純利益は4億5百万円（同1.2%減）となりました。

品目別の業績の概況は次のとおりであります。

品目別売上高

		当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
区分		金額 (千円)	構成比 (%)
製 品	クリーンルーム	1,272,656	12.2
	クリーンルーム機器	2,972,218	28.5
	クリーンブース	2,073,225	19.9
	クリーンベンチ	198,396	1.9
	バイオリジカリー機器	906,944	8.7
	据付・保守サービス	2,479,047	23.7
	その他の製品	350,243	3.4
	小 計	10,252,733	98.2
商 品	クリーンサプライ商品	189,682	1.8
	小 計	189,682	1.8
合 計		10,442,415	100.0

[クリーンルーム]

「クリーンルーム」は大学、病院の再生医療研究施設等のバイオリジカル分野及び電子部品・精密機械関係のクリーンルームが増加したことにより、全体での売上高は前期比69.6%の大幅増加となりました。

[クリーンルーム機器]

電子工業、食品分野の設備投資の増加に伴い、「フィルターユニット」「パスボックス」は増加したものの、「エアシャワー」が減少し、全体での売上高は前期比1.3%の減少となりました。

[クリーンブース]

「アルミ製クリーンブース」は、大型の機種などの売上は増加しましたが、「SS-MAC（多目的に利用されるクリーンユニット）」、液晶・有機EL分野への「サーマルクリーンチャンバー」が減少し、全体での売上高は前期比12.3%の減少となりました。

[クリーンベンチ]

「クリーンベンチ」は、顧客用途の変化に伴い近年では販売額は減少傾向にありましたが、新型への移行もあり全体での売上高は前期比16.7%の増加となりました。

[バイオリジカリー機器]

「アイソレーター」「バイオクリーンベンチ」等の売上は増加しましたが、主力の「安全キャビネット」が減少し、全体での売上高は前期比6.8%の減少となりました。

[据付・保守サービス]

「クリーンブース」「クリーンベンチ」「エアーシャワー」等の現地搬入・据付作業等による売上高は堅調に推移し、全体での売上高は前期比6.8%の増加となりました。

[その他の製品]

無塵衣を洗濯する「クリーンランドリー」は、新規顧客が増加し前期比28.4%の増加となり、全体でも12.0%の増加となりました。

[クリーンサプライ商品]

クリーンルーム内で使用される「無塵衣」「ワイパー」「静電除去装置」及び「クリーンルーム用無塵棚」等の売上高は、大型案件が減少し、前期比34.9%の大幅な減少となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は3億83百万円であり、その主なものは越谷新工場における土地購入費用1億61百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	2016年度 (第44期)	2017年度 (第45期)	2018年度 (第46期)	2019年度 (第47期) (当事業年度)
売 上 高 (千円)	8,858,316	10,166,196	10,190,964	10,442,415
経 常 利 益 (千円)	514,000	747,508	586,055	585,621
当 期 純 利 益 (千円)	331,086	517,224	410,240	405,318
1株当たり当期純利益 (円)	36.93	58.08	45.97	45.33
総 資 産 (千円)	14,016,206	15,104,767	14,821,869	14,664,676
純 資 産 (千円)	9,160,732	9,583,482	9,857,387	10,112,147
1株当たり純資産額 (円)	1,027.73	1,072.52	1,096.10	1,122.13

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社では新製品開発、研究においては創造性を重視し、特徴を有する新製品を顧客に提供してまいります。さらに、顧客ニーズに適合したクリーン関連分野以外の新製品開発及び拡販も図ってまいります。同時に、標準品の販売比率の増加に努め、利益率の向上を目指します。

製造部門では、競争力強化のために、PTFE（フッ素樹脂）フィルター、アルミ加工部品、製缶・塗装及びビニールカーテンの内製化比率を高め、製造コスト低減を目指します。また、設計部門は3D-CADの活用範囲を拡大し、効率化と不良率低減を進めております。

サービスセンターは、2年前に開設した関西サービス部の充実を図り顧客満足度を高めていきます。また、安全キャビネット、クリーンブース等、機器のバリデーション検査体制を強化しております。

また、当社ではISO-9001による厳格な品質管理を実施し、顧客に満足して頂ける高品質な製品作りを継続してまいります。

さらに、高度化した顧客要求に応えるために、役員、部署長による計画的な社員教育を実施し、人材育成に注力してまいり所存です。

(5) 主要な事業内容 (2019年12月31日現在)

当社はクリーンエアーシステムに関する機器の設計、製造、販売並びに据付工事を行っております。

また、クリーンルーム内で使用される消耗品の販売及び無塵衣のクリーニング業務を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年12月31日現在)

本社	東京都台東区入谷一丁目14番9号
営業所	大阪市北区、仙台市青葉区、福岡市南区、名古屋市中区 広島市南区、鹿児島県霧島市、富山県富山市
工場	埼玉県草加市、埼玉県加須市、群馬県伊勢崎市
研究所	埼玉県草加市
サービスセンター	埼玉県草加市、大阪市淀川区

(7) 使用人の状況 (2019年12月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
368 (12) 名	9 (△1) 名	43.34歳	16.62年

(注) 使用人数は就業員数であり、準社員及びパートは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	3億13百万円
株式会社みずほ銀行	1億36百万円
三井住友信託銀行株式会社	45百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

2. 株式の状況 (2019年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,942,801株 (自己株式154,699株を除く)
- (3) 株主数 3,760名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
エアートックアシスト株式会社	1,895千株	21.19%
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL (常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	929千株	10.39%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	733千株	8.20%
平沢紘介	271千株	3.03%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	260千株	2.90%
近藤芳史	181千株	2.03%
日本エアートック従業員持株会	175千株	1.96%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	133千株	1.48%
近藤芳世	130千株	1.46%
株式会社三菱UFJ銀行	119千株	1.33%

(注) 持株比率は自己株式 (154,699株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第6回新株予約権
発行決議日		2016年4月15日
新株予約権の数		180個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 18,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 66,300円 (1株当たり 663円)
新株予約権の行使期間		2018年4月16日から 2022年3月29日まで
新株予約権の行使の条件		(注)
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 5,000株 保有者数 2名
	監査役	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1名

		第7回新株予約権
発行決議日		2017年4月14日
新株予約権の数		160個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 16,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 82,000円 (1株当たり 820円)
新株予約権の行使期間		2019年4月15日から 2023年3月29日まで
新株予約権の行使の条件		(注)
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 140個 目的となる株式数 14,000株 保有者数 6名

		第8回新株予約権	
発行決議日		2018年4月13日	
新株予約権の数		170個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 17,000株 (新株予約権1個につき 100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 90,100円 (1株当たり 901円)	
新株予約権の行使期間		2020年4月14日から 2024年3月29日まで	
新株予約権の行使の条件		(注)	
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	150個
		目的となる株式数	15,000株
		保有者数	6名

(注) 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、及び従業員の地位にあることを要するものとする。
- (2) 任期満了による退任・定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退任・退職及び転籍その他正当な理由の存する場合は、権利行使開始日以降2年間または、権利行使期間内の2年間に限り権利行使をなしうるものとする。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- (4) その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」にて定めるところによる。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2019年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	平沢真也	
代表取締役副社長	渡辺直樹	第1設計本部長兼海外事業担当
取締役	川又亨	管理本部長兼総務部部长
取締役	渡辺洋和	営業統括本部長兼西日本営業本部長
取締役	磯部好秀	第2設計本部長
取締役	関根賢二	生産統括本部長
取締役	森嶋正道	
常勤監査役	大重一義	
監査役	平輪政道	
監査役	山崎淳司	

- (注) 1. 取締役森嶋正道氏は社外取締役であります。また、監査役平輪政道、山崎淳司の2氏は社外監査役であります。
2. 取締役森嶋正道、監査役平輪政道、山崎淳司の3氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、届け出ております。
3. 当事業年度中における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
川又 亨	代表取締役副社長 兼管理本部長 兼企画室室長 兼総務部部长 兼電算室室長	代表取締役副社長 兼管理本部長 兼総務部部长	2019年1月1日
	代表取締役副社長 兼管理本部長 兼総務部部长	取締役 兼管理本部長 兼総務部部长	2019年3月28日
山本 宏	取締役 研究所長	取締役 兼企画室室長 兼デザイン室室長 兼電算室室長	2019年1月1日

4. 当事業年度中に退任した取締役、監査役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・ 担当及び 重要な兼職の状況
佐藤 田鶴子	2019年1月31日	一身上の都合による	社外監査役
山本 宏	2019年3月28日	任期満了	取締役 兼企画室室長 兼デザイン室室長 兼電算室室長

(2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (1名)	104百万円 (1百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	13百万円 (2百万円)
合 計	12名	118百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2003年3月28日開催の第30回定時株主総会において年額150百万円以内、また、2016年3月29日開催の第43回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額20百万円以内(うち社外取締役分2百万円)と2018年3月28日開催の第45回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として30百万円以内(社外取締役を除く)と決議頂いております。
2. 監査役の報酬限度額は、1991年3月28日開催の第18回定時株主総会において年額20百万円以内と決議頂いております。
3. 上記の報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与として未払金に計上した金額1,090万円(取締役7名に対し985万円(うち社外取締役1名に対して25万円)、監査役3名に対し105万円(うち社外監査役2名に対して30万円))が含まれております。
4. 上記報酬等の額には、ストック・オプション報酬額(取締役2百万円)が含まれております。
5. 上記には、2019年1月31日に辞任した監査役1名が含まれております。
6. 上記には、2019年3月28日に退任した取締役1名が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

監査役平輪政道氏は、当社の代表取締役社長平沢真也氏の三親等内の親族であります。

- ② 社外役員の主な活動状況

	活動状況
取締役 森嶋正道氏	当事業年度開催の取締役会14回（臨時取締役会2回含）すべてに出席し、経験豊富な企業経営者、取締役の観点から適宜発言を行っております。
監査役 平輪政道氏	当事業年度開催の取締役会13回（臨時取締役会1回含）、及び監査役会12回のすべてに出席し、国内業務はもとより、管理者として海外ビジネスにおける豊富な経験と幅広い見識をもって、監査役の観点から適宜発言を行っております。
監査役 山崎淳司氏	当事業年度開催の取締役会13回（臨時取締役会1回含）、及び監査役会12回のすべてに出席し、大学教授としての長い経験と幅広くかつ専門的な見識をもって、監査役の観点から適宜発言を行っております。
監査役 佐藤田鶴子氏	当事業年度開催の取締役会1回、及び監査役会1回に出席し、大学教授としての長い経験と幅広くかつ専門的な見識をもって、監査役の観点から適宜発言を行っていましたが、一身上の都合により2019年1月末日をもって、辞任いたしました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り額の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、財務情報に関する調査業務を依頼しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任、または不再任に関する議案の内容を決定致します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は2015年5月1日に施行された改正会社法及び改正会社法施行規則に対応するため、同年5月15日開催の取締役会において業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）に関する基本方針の改正を決議致しました。

その内容は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令、会社の社会的責任、企業倫理等を踏まえた会社全体を考慮した職務の執行が求められる。
- ② 取締役及び使用人の職務の執行についての監督、監査は相互の監視・監督、監査役の監査の範疇で行われて来た所ではあるが、さらに善管注意義務等促進に向けては、いわゆる内部統制システムを構築し、システムを通じて業務の適正を確保することとする。
- ③ コンプライアンス体制の基礎として、企業行動基準及びコンプライアンス基準を定める。それらを取締役及び使用人が法令・定款及び会社規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ④ 内部統制システム構築の徹底を図るため、統括部署を設置し、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部署を中心に使用人教育等を行う。
- ⑤ 内部監査部門は、統括部署と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的にと取締役会及び監査役会に報告されるものとする。
- ⑥ 法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として社内通報制度を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文章管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文章または電磁的媒体（以下、文章等という）に記録し、保存する。
- ② 取締役及び監査役は、文章管理規程により、常時これらの文章等を閲覧できる。
- ③ 情報システム運用管理規程に従い、情報システムを安全に管理・維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下の項目等をリスクと認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者の体制を整えることとする。

- | | |
|------|------------|
| イ 災害 | ニ コンプライアンス |
| ロ 品質 | ホ 情報セキュリティ |
| ハ 環境 | ヘ 輸出管理 |

② リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要項目については、事前に社長を含む役員会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは当社及び関連会社1社で構成されているが、その管理は各々の事業に関して責任を負う取締役を任命し、関連会社管理規程により推進し管理する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役及び内部監査室等の指揮命令を受けず、全面的に監査役の指揮命令に従わなければならない。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、監査役会に対して、決定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに係る社内通報システムによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

- ② 社内通報制度は、常勤監査役及び総務部の責任者に対して直接通報できるように運用する。

社内通報制度は匿名での通報を認めること及び通報をした者が通報を理由に不利益な取扱いを受けることがないことをその内容に含むものとする。

- ③ 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として監査役会と社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用またはその他の当該職務の執行について生ずる費用に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用については、予算化するとともに、いわゆる有事の際の費用は監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き拒むことができない。

監査役が職務の執行にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、専門機関等の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度において、当社における業務の適正を確保するための運用状況の概要は以下のとおりです。

① 重要な会議の開催状況

当社の主な会議の開催状況は以下のとおりです。

当社の取締役会を14回開催したほか、当社グループの各責任者が出席する会議を1回開催し、情報の共有化を図るとともにグループの経営課題の対応について検討致しました。

② 監査役の職務の執行について

常勤監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会、経営戦略全体会議及び経営会議に出席し、取締役の職務の執行が適切に行われているかを確認し、監査役会において情報共有しております。

③ 内部監査の実施について

内部監査室は、内部監査計画に基づき内部監査を実施致しました。

内部監査の結果及び指摘事項に関する改善状況については、社長及び監査役に対して報告を行っております。

7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与につきましては、代表取締役社長が自ら委員会の長となり、組織全体として反社会的勢力による不当要求に対し、従業員及び株主を含めた企業自身の安全を確保してまいります。

また、反社会的勢力に対する不当要求に備えて、警察及び弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築してまいります。

さらに、反社会的勢力との取引関係を含めて一切関係を持たず、不当要求は拒絶し且つ法的対応を行い、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする不当要求であっても、事実を隠ぺいするための裏取引は一切行わない強い意志をもって対処してまいります。基本的には以下の方針を掲げ推進してまいります。

反社会的勢力による被害を防止するための基本方針

- ① 組織としての対応を行う。
- ② 外部専門機関（警察、弁護士等）との連携を緊密に行う。
- ③ 取引を含めた一切の関係は遮断する。
- ④ 有事における民事と刑事の法的対応を取ることとする。
- ⑤ 裏取引や資金の提供を一切禁止とする。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与につきましては、内部統制に関わる委員会同様、代表取締役社長が委員長となり、委員は各役員及び部門長で構成する所存であり、企業倫理及び社内規則等の明文化と合わせ組織全体として、反社会的勢力による不当要求に対し、従業員及び株主を含めた企業自身の安全を確保してまいります。

また、平素からの対応状況につきましては以下のとおりとします。

- ① 代表取締役社長は反社会的勢力による被害を防止するための基本的な考え及び基本方針を社内外に宣言し、社内体制の整備及び従業員の安全確保並びに外部専門機関との連携をとる等の取り組みを行い、その結果を取締役会等に報告致します。
- ② 対応統括部署は管理本部総務部とし、不当要求に対する責任者は取締役管理本部長とします。総務部は反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを支援するとともに、社内体制の整備、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行います。
 - a. 対応マニュアルの整備につきましては、現在「内部統制基本方針」「リスク管理規程」等でもうたっておりますが、一層の充実を図るべく努力してまいります。
 - b. 反社会的勢力であるかどうかについては、常に、注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らずに不幸に関係を有した場合は、速やかに関係を解消致します。
 - c. 反社会的勢力が取引先及び株主となり、不当要求を行う場合を防止するため、契約書や取引約款に暴力団排除条項の導入と、自社株の取引状況確認の努力を致します。

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,131,122	流 動 負 債	3,636,799
現金及び預金	5,373,311	支払手形	564,421
受取手形	1,080,072	電子記録債権	1,402,614
売掛金	2,391,667	買掛金	222,526
電子記録債権	767,751	短期借入金	300,000
有価証券	476	1年内返済予定の長期借入金	39,687
商品及び製品	716,661	リース債務	11,085
仕掛品	480,666	未払金	538,866
原材料及び貯蔵品	314,309	未払費用	191,675
前払費用	10,834	未払法人税等	124,483
その他	8,143	前受金	35,822
貸倒引当金	△12,774	預り金	80,229
固 定 資 産	3,533,553	賞与引当金	87,473
有 形 固 定 資 産	2,979,147	受注損失引当金	9,927
建物	688,581	製品保証引当金	26,817
構築物	11,741	その他	1,169
機械及び装置	123,261	固 定 負 債	915,730
車両運搬具	597	社債	100,000
工具、器具及び備品	53,271	長期借入金	55,510
土地	2,036,951	リース債務	14,080
建設仮勘定	64,742	退職給付引当金	732,959
無 形 固 定 資 産	75,572	資産除去債務	11,604
ソフトウェア	62,482	その他	1,574
リース資産	9,617	負 債 合 計	4,552,529
電話加入権	3,471	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	478,833	株 主 資 本	10,016,414
投資有価証券	133,976	資本金	1,517,929
関係会社出資金	20,992	資本剰余金	1,525,338
破産更生債権等	42,070	資本準備金	1,525,338
繰延税金資産	305,482	利 益 剰 余 金	7,074,970
その他	18,382	利益準備金	132,600
貸倒引当金	△42,070	その他利益剰余金	6,942,370
資 産 合 計	14,664,676	別途積立金	303,000
		繰越利益剰余金	6,639,370
		自 己 株 式	△101,823
		評価・換算差額等	18,542
		その他有価証券評価差額金	18,542
		新 株 予 約 権	77,190
		純 資 産 合 計	10,112,147
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,664,676

損益計算書

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,442,415
売 上 原 価		8,237,319
受注損失引当金戻入益		891
受注損失引当金繰入額		9,927
売 上 総 利 益		2,196,059
販売費及び一般管理費		1,760,350
営 業 利 益		435,708
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,236	
受 取 配 当 金	138,689	
そ の 他	16,848	156,774
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,054	
社 債 利 息	300	
為 替 差 損	3,709	
そ の 他	796	6,861
経 常 利 益		585,621
特 別 損 失		
ソフトウェア除却損	7,200	7,200
税 引 前 当 期 純 利 益		578,421
法人税、住民税及び事業税	176,741	
法人税等調整額	△3,638	173,103
当 期 純 利 益		405,318

株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計 合
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
				別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金				
2019年1月1日残高	1,517,053	1,524,463	1,524,463	132,600	303,000	6,412,869	6,848,469	△101,790	9,788,194
事業年度中の 変動額									
新株の発行 (新株予約権 の行使)	876	875	875						1,751
剰余金の配当						△178,816	△178,816		△178,816
当期純利益						405,318	405,318		405,318
自己株式の取得								△32	△32
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額 (純額)									
事業年度中の 変動額合計	876	875	875	-	-	226,501	226,501	△32	228,219
2019年12月31日残高	1,517,929	1,525,338	1,525,338	132,600	303,000	6,639,370	7,074,970	△101,823	10,016,414

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2019年1月1日残高	11,836	11,836	57,356	9,857,387
事業年度中の 変動額				
新株の発行 (新株予約権の 行使)				1,751
剰余金の配当				△178,816
当期純利益				405,318
自己株式の取得				△32
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額 (純額)	6,706	6,706	19,833	26,539
事業年度中の変動額合計	6,706	6,706	19,833	254,759
2019年12月31日残高	18,542	18,542	77,190	10,112,147

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

・商品及び原材料

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・製品及び仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数

建物

15～38年

構築物

7～30年

機械及び装置

12～13年

工具、器具及び備品

2～6年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

④ 製品保証引当金

製品の無償補修費用の支出に備えるため、無償補修費用を過去の実績に基づいて今後必要と見込まれる額を計上しているほか、個別に見積り算出した額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により翌事業年度より費用処理することとしております。

(5) 工事売上高及び工事売上原価の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

② その他の工事

工事完成基準

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(7) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定資産の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	380,493千円
土地	1,362,733千円
計	1,743,226千円

上記に対応する債務

短期借入金	180,000千円
1年内返済予定の長期借入金	33,975千円
長期借入金	39,310千円
計	253,285千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,934,921千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務 5,898千円

(4) 取締役等に対する金銭債務

短期金銭債務 10,900千円

(5) 事業年度末日満期手形

事業年度末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度末日が金融機関の休業日であったため、次の事業年度末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形 69,098千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	11,610千円
仕入高	105,634千円
外注加工費	5,294千円
営業取引以外の取引による取引高	94,766千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	9,095,500株	2,000株	－株	9,097,500株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	154,655株	44株	－株	154,699株

(注) 普通株式の自己株式の増加44株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年3月28日 定時株主総会	普通株式	178,816	20	2018年 12月31日	2019年 3月29日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年3月27日 定時株主総会	普通株式	196,741	利益剰余金	22	2019年 12月31日	2020年 3月30日

(4) 新株予約権に関する事項

	目的となる株式の種類	目的となる株式数 (株)	新株予約権 (個)
2016年3月29日 定時株主総会決議分	普通株式	106,000	1,060
2017年3月29日 定時株主総会決議分	普通株式	130,000	1,300

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	11,421 千円
賞与引当金	26,784
退職給付引当金	224,534
棚卸資産評価損	23,643
投資有価証券評価損	6,214
貸倒引当金	16,794
減価償却費	784
受注損失引当金	3,040
製品保証引当金	7,943
資産除去債務	3,024
その他	13,931
繰延税金資産小計	338,112
評価性引当額	△25,970
繰延税金資産合計	312,142
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△897
その他有価証券評価差額金	△5,763
繰延税金負債合計	△6,660
繰延税金資産の純額	305,482

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的で低リスクの金融商品に限定し、また、資金調達については、金融機関からの借入または社債等の資金市場からの調達による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、新規取引発生時に顧客の信用状況について社内での審議・承認のプロセスを踏むことを徹底しております。また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に主な取引先の信用状況を確認しております。有価証券は、マネー・マネジメント・ファンド等の公社債投資信託等、安全性と流動性の高い金融商品であります。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に市況や取引先企業との関係を勘案して保有の妥当性を検討しております。

営業債務である支払手形、買掛金、未払金及び預り金は、1年以内の支払期日であります。

借入金、社債及びリース債務は、主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務、借入金、未払金、社債及びリース債務は流動性リスクに晒されておりますが、月次で資金繰り計画を作成する等の方法により、リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注2)参照）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,373,311	5,373,311	—
(2) 受取手形	1,080,072	1,080,072	—
(3) 売掛金	2,391,667	2,391,667	—
(4) 電子記録債権	767,751	767,751	—
(5) 有価証券及び投資有価証券	51,926	51,926	—
(6) 破産更生債権等 貸倒引当金	42,070 △42,070		
破産更生債権等(純額)	—	—	—
資産計	9,664,731	9,664,731	—
(1) 支払手形	564,421	564,421	—
(2) 電子記録債務	1,402,614	1,402,614	—
(3) 買掛金	222,526	222,526	—
(4) 短期借入金(※1)	300,000	300,000	—
(5) 未払金	538,866	538,866	—
(6) 未払法人税等	124,483	124,483	—
(7) 預り金	80,229	80,229	—
(8) 長期借入金(※2)	95,197	94,954	△243
(9) 社債	100,000	100,379	379
(10) リース債務(※3)	25,166	24,885	△281
負債計	3,453,505	3,453,360	△145

(※1) 1年内返済予定の長期借入金を含めておりません。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※3) 1年内返済予定のリース債務を含めております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 有価証券及び投資有価証券

マネー・マネジメント・ファンド等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券及び投資有価証券はその他有価証券に区分しております。

- (6) 破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額によっております。

負 債

- (1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 短期借入金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等、(7) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (8) 長期借入金、(9) 社債、(10) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券 (非上場株式)	82,526
関係会社出資金	20,992

これらは、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	5,372,674	—	—	—
受取手形	1,080,072	—	—	—
売掛金	2,391,667	—	—	—
電子記録債権	767,751	—	—	—
合計	9,612,166	—	—	—

(注4)社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
社債	—	100,000	—	—
長期借入金	39,687	55,510	—	—
リース債務	11,085	12,729	1,351	—
合計	50,772	168,239	1,351	—

8. 退職給付会計に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度の他、積立型の確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（積立型制度であります）では、給与と勤務期間に基づいた一時金または年金を支給しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,583,403千円
勤務費用	89,500
利息費用	5,335
数理計算上の差異の発生額	5,860
退職給付の支払額	△60,331
退職給付債務の期末残高	1,623,767

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	580,102千円
期待運用収益	14,503
数理計算上の差異の発生額	53,004
事業主からの拠出額	113,864
退職給付の支払額	△46,193
年金資産の期末残高	715,280

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,498,744千円
年金資産	△715,280
	783,464
非積立型制度の退職給付債務	125,023
未積立退職給付債務	908,487
未認識数理計算上の差異	△175,527
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	732,959
退職給付引当金	732,959
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	732,959

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	89,500千円
利息費用	5,335
期待運用収益	△14,503
数理計算上の差異の費用処理額	17,828
割増退職金	14,416
確定給付制度に係る退職給付費用	112,576

⑤ 年金資産に関する事項

a 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	43.6%
株式	53.2%
その他	3.2%
合 計	100.0%

b 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.124%～ 0.187%

長期期待運用収益率 2.5%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度30,821千円であります。

9. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	20,992千円
持分法を適用した場合の投資の金額	150,401千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	110,269千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容		取引金額(千円) 給与等の支払 (注)4	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	エアータックサプライ(株) (注)1	神奈川県川崎市宮前区	10	機械器具販売業	(所有) 直接 10.0	当社製品の販売等	営業取引 (注)2	製品の販売 (注)2	25,027	売掛金	4,002
役員 の 近親者	平沢 紘介	—	—	当 社 会 長	(被所有) 直接 3.03 間接 21.19 (注)5	当 社 会 長	給与等の支払 (注)3		10,851	未払費用	600

(注) 1. 当社取締役磯部好秀の近親者が議決権の90%を所有しております。

2. 上記取引金額には消費税等は含まれておりませんが、債権債務の残高には消費税等が含まれております。

3. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。

4. 取引条件及び取引条件の決定方針等

売上高、仕入高については、一般的な市場価格・決済条件に基づき決定しております。

給与等については、業務内容を勘案し協議のうえ決定しております。

5. 平沢紘介及びその近親者は、当社の主要株主であるエアータックアシスト株式会社の議決権の100%を直接所有しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,122円13銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 45円33銭 |

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月14日

日本エアーテック株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任
社員 公認会計士 石井 宏明 ⑩
業務執行社員

指定有限責任
社員 公認会計士 森竹 美江 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本エアーテック株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正または誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月14日

日本エアーテック株式会社 監査役会
常 勤 監 査 役 大 重 一 義 ⑩
社 外 監 査 役 平 輪 政 道 ⑩
社 外 監 査 役 山 崎 淳 司 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりと致したいと存じます。

期末配当に関する事項

第47期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案致しまして以下のとおりと致したいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭と致します。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金22円

その内訳	普通配当	22円
------	------	-----

配当総額	196,741,622円
------	--------------

剰余金の配当が効力を生じる日

2020年3月30日と致したいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することと致したく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 商号は、登記上日本エアーテックとなっておりますが、日本エアーテックの意味で使用しておりますので登記と通称を一致させる為、訂正するものであります。

(3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案における定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力が生じるものと致します。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、日本エアーテック株式会社と称し、英文では AIRTECH JAPAN, LTD. と表示する。</p> <p>第2条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、日本エアーテック株式会社と称し、英文では AIRTECH JAPAN, LTD. と表示する。</p> <p>第2条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p>

(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
<p>第5条～第15条 (条文省略) (招集権者および議長)</p>	<p>第5条～第15条 (現行どおり) (招集権者および議長)</p>
<p>第16条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、<u>取締役社長が議長となる。</u></p> <p>2 代表取締役または<u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>第16条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>第17条～第20条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会 (員数)</p>	<p>第17条～第20条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 (員数)</p>
<p>第21条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p>	<p>第21条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p>
<p>第22条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2～3 (条文省略) (任期)</p>	<p>第22条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2～3 (現行どおり) (任期)</p>
<p>第23条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第23条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p>

<p>(新 設)</p>	<p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p>
<p>第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第24条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p>
<p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

	(重要な業務執行の決定の委任)
(新 設)	第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第27条 (条文省略) (取締役会の議事録)	第28条 (現行どおり) (取締役会の議事録)
第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
第29条 (条文省略) (報酬等)	第30条 (現行どおり) (報酬等)
第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会の決議によって定める。
第31条 (条文省略) 第5章 監査役および監査役会 (員 数)	第32条 (現行どおり) (削 除)
第32条 当会社の監査役は4名以内とする。 (選任方法)	(削 除)
第33条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削 除)

<p>(任 期)</p>	
<p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p>	
<p>第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p>	
<p>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p>	
<p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の議事録)</p>	
<p>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会規則)</p>	
<p>第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定め</p>	<p>(削 除)</p>

<p>る監査役会規則による。</p>	
<p>(報酬等)</p>	
<p>第40条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p>	
<p>第41条 当会社は、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>

<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 4 2 条～第 4 6 条 (条文省略)</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第 4 7 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務をまぬがれる。</p> <p style="text-align: center;">2 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(効力発生日)</p> <p>第 1 条 平成 2 1 年 3 月 2 7 日</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(監査等委員会規程)</p> <p>第 3 5 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 3 6 条～第 4 0 条 (現行どおり)</p> <p>(配当の除斥期間等)</p> <p>第 4 1 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 当会社は、第 47 回定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p>
---	---

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（7名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものと致します。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	<p>ひらさわ しんや 平沢 真也 (1972年3月29日生)</p>	<p>1994年4月 当社入社 1999年1月 当社設計部長 2001年1月 当社設計本部長 2003年3月 当社取締役 2007年3月 当社取締役社長 2008年3月 当社代表取締役社長（現任）</p>	89,200株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>同氏は、2007年当社取締役社長に就任以来、新製品を市場に投入し、売上・利益の増加を図り、製造会社としてのモノづくりを推進してきました。また、海外にも目を向け、当社の海外グループの拡大を行い、日本のみならず世界におけるエアータックブランドの拡大に努めてまいりました。同氏は豊富な経験と高い見識に基づいたリーダーシップを発揮しております。すべてのステークホルダーを意識した経営を行い、取締役会の重要な決定機能を強化し、当社の持続的成長を行うべく、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	わたなべ なおき 渡辺 直樹 (1961年4月9日生)	1984年8月 当社入社 1990年1月 当社設計第四部部长 2000年9月 当社研究所部长 2005年1月 当社研究所所长 2006年6月 当社加須工場長 2010年1月 当社設計本部长 2012年3月 当社取締役 2013年1月 当社設計本部长兼研究所所长 2013年3月 当社代表取締役副社长 2013年11月 当社設計本部长 2018年6月 当社第1設計本部长 2018年9月 当社代表取締役副社长兼第1設計本部长兼海外事業担当 2020年1月 当社代表取締役副社长兼海外事業担当(現任)	11,010株
取締役候補者とした理由 同氏は、当社入社以来、設計部、研究所にて、設計・開発に従事し、多くの製品を世に送り出し、研究論文を発表し、当社の技術をリードしてきました。当社の強み、課題を熟知しており、取締役会の審議においては、豊富な経験と高い見識を活かし、積極的な意見・提言を行っています。これらの経験から、製造のみならず研究への提言、サービス業務等により当社の企業価値の向上に寄与すると判断しましたので、同氏を引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
3	わたなべ ひろかず 渡辺 洋和 (1958年9月19日生)	1984年4月 当社入社 1999年1月 当社代理店営業部長 2003年1月 当社営業統括本部長 2006年1月 当社代理店営業部長 2007年3月 当社取締役 東日本営業本部長 2009年7月 当社営業一部部長 2009年10月 当社東日本営業副本部長兼営業 一部部長 2010年9月 当社電子営業担当 2012年4月 当社電子営業本部長 2013年1月 当社第二営業本部長 2014年1月 当社サービスセンター センター長 2015年11月 当社営業統括本部長 2019年1月 当社取締役営業統括本部長 兼西日本営業本部長 (現任)	15,500株
取締役候補者とした理由 <p>同氏は、入社以来、営業に従事し、販路開拓・売上拡大の原動力となってきました。当社の強み、課題を熟知しており、取締役会の審議においては、豊富な経験と高い見識を活かし、積極的な意見・提言を行っています。顧客や取引先を含むステークホルダーからの当社への期待に応えるべく、今までの経験や見識を経営戦略立案等に活かすことにより、当社の企業価値の向上に寄与すると判断しましたので、同氏を引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	いそべ よしひで 磯部 好秀 (1957年11月23日生)	1982年4月 当社入社 1991年1月 当社設計部長 2000年10月 当社設計本部副本部長 2001年1月 当社企画室室長 2003年1月 当社研究所所長 2005年1月 当社設計第二部部长 2007年1月 当社設計本部長 2010年1月 当社加須工場長 2011年9月 当社生産統括本部長 兼草加工場長 2015年3月 当社取締役 2018年6月 当社取締役第2設計本部長 2020年1月 当社取締役設計統括本部長 (現任)	27,100株
取締役候補者とした理由 同氏は、設計や研究開発、工場長等を通じ、当社の技術進展、生産体制確立等に貢献してきました。当社の強み、課題を熟知しており、取締役会の審議においては、豊富な経験と高い見識を活かし、積極的な意見・提言を行っています。顧客や取引先を含むステークホルダーからの当社への期待に応えるべく、今までの経験や見識を経営戦略の立案等に活かすことにより、当社の企業価値の向上に寄与すると判断しましたので、同氏を引き続き取締役候補者としました。			
5	せきね けんじ 関根 賢二 (1960年1月8日生)	1983年4月 当社入社 1998年1月 当社群馬工場長 1999年1月 当社群馬副工場長 2001年1月 当社群馬工場長 2015年11月 当社生産統括副本部長兼群馬工場長 2017年3月 当社取締役 2018年6月 当社生産統括本部長 兼草加工場長兼群馬工場長 2019年1月 当社取締役生産統括本部長 (現任)	9,400株
取締役候補者とした理由 同氏は、設計部にて設計・開発に従事した後、長く群馬工場長を務め、生産体制の確立に貢献してきました。顧客や取引先を含むステークホルダーからの当社への期待に応えるべく、今までの経験や見識を経営戦略の立案等に活かすことにより、当社の企業価値の向上に寄与すると判断しましたので、同氏を引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
6	もりしま まさみち 森嶋 正道 (1943年11月12日生)	1966年4月 日立電線(株)入社 1997年6月 同社取締役 2001年6月 東日京三電線(株) 代表取締役社長 日立電線販売(株) 取締役副社長 2002年7月 住電日立ケーブル(株) 代表取締役社長 2013年3月 当社社外監査役 2015年3月 当社社外取締役(現任)	5,500株
社外取締役候補者とした理由 同氏は、日立電線(株)及び日立グループ企業において会社経営者を歴任し、企業経営の実務に精通しておられ、その経験と幅広い見識をもって、経営全般に対して提言を頂く等、適切な役割を果たして頂けるものと判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森嶋正道氏は、社外取締役候補者であります。
3. 森嶋正道氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出済みであります。
4. 森嶋正道氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって5年となります。なお、森嶋正道氏は過去に当社の監査役であったことがあります。
5. 当社は、森嶋正道氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としており、第2号議案「定款一部変更の件」及び同氏の選任が原案どおり承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものと致します。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	おおしげ かずよし 大重 一義 (1954年8月9日生)	1978年4月 当社入社 1990年1月 当社設計部長 1999年1月 当社群馬工場長 2001年1月 当社研究所所長 2001年3月 当社取締役 2003年2月 当社取締役社長 2007年3月 当社研究所兼設計本部統括 2009年3月 当社管理本部長兼企画室室長 2011年5月 当社管理本部長兼企画室室長兼 総務部長 2012年1月 当社管理本部長兼企画室室長 2014年1月 当社管理本部長 2015年4月 当社管理本部長兼総務部長 2017年3月 当社監査役(現任)	61,000株
監査等委員である取締役候補者とした理由 同氏は、会社経営に関与された経験もあり、国内業務はもとより、管理者として豊富な経験と幅広い見識を有し、それらを活かして適切な監査を行って頂けると判断し、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	ひらわ まさみち 平輪 政道 (1944年3月30日生)	1967年4月 日産自動車(株)入社 1990年1月 同社ロンドンサービス駐在員事務所長 1996年3月 同社ソウル駐在員事務所(三星自動車設立指導) 1998年7月 公益法人日本自動車輸入組合環境・技術部長 2011年3月 当社社外監査役(現任)	2,000株
	監査等委員である取締役候補者とした理由 同氏は、国内業務はもとより管理者として海外ビジネスにおける豊富な経験と幅広い見識を有し、それらを活かし適切な監査等を行って頂けるものと判断し監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。		
3	やまざき あつし 山崎 淳司 (1958年3月18日生)	1987年4月 早稲田大学理工学部資源工学科助手 1991年4月 同大学 同学部 同学科 専任講師 1993年4月 同大学 同学部 同学科 助教授 1998年4月 早稲田大学理工学術院創造理工学部環境資源工学科 教授(現任) 2015年3月 当社社外監査役(現任)	一株
	監査等委員である取締役候補者とした理由 同氏は、会社経営に関与した経験は有してはおりませんが、大学教授としての長い経験と、かつ専門的な知識を持って当社監査等に反映していただくため、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 平輪政道氏、山崎淳司氏は、社外取締役候補者であります。
3. 平輪政道氏は、当社代表取締役社長平沢真也氏の叔父にあたります。
4. 平輪政道氏、山崎淳司氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出済みであります。
5. 大重一義氏は、当社取締役として16年間の経験を有します。同氏は現在、当社の常勤監査役であり、常勤監査役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって3年となります。
6. 平輪政道氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって9年となります。
7. 山崎淳司氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって5年となります。

8. 当社は、平輪政道氏、山崎淳司氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としており、第2号議案「定款一部変更の件」及び各氏の選任が原案どおり承認された場合には、各氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
おかべ ひろあき 岡部 浩章 (1954年11月15日生)	1988年4月 岡部工業(株)入社 1989年3月 当社監査役就任 1992年3月 当社監査役退任 1993年7月 岡部工業(株) 代表取締役社長(現任)	3,330株
補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由 同氏は、長く会社経営に携われ、国内業務はもとより海外業務にも精通されております。また、管理者として豊富な経験と幅広い見識があり、それらを活かした適切な監査等を行って頂けると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 岡部浩章氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 岡部浩章氏は過去に当社の社外監査役であったことがあります。
4. 当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、かつ、岡部浩章氏が監査等委員である取締役に就任した場合、岡部浩章氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額と致します。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が監査法人アンビシヤスを会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての独立性、適切性及び経済性や当社の会計監査人に求められる品質管理体制等を有し、今後当社の会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を備えていると総合的に判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2019年12月31日現在)

名 称	監査法人アンビシヤス		
事 務 所	主たる事務所	岐阜県岐阜市六条北四丁目3番5号	
	その他の事務所	東京都台東区寿三丁目15番10号	
沿 革	2006年8月	監査法人設立	
	2019年2月	東京事務所開設	
概 要	資本金	6百万円	
	構成人員 社員（公認会計士）	6名	
	職員（公認会計士）	1名	
	（会計士補）	15名	
	合 計	22名	
	関与会社	16社	

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、取締役の報酬等について、2003年3月28日開催の第30回定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認頂いておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額150百万円以内（うち社外取締役分は2百万円以内）とすること及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものと致します。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は6名（うち社外取締役1名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額20百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

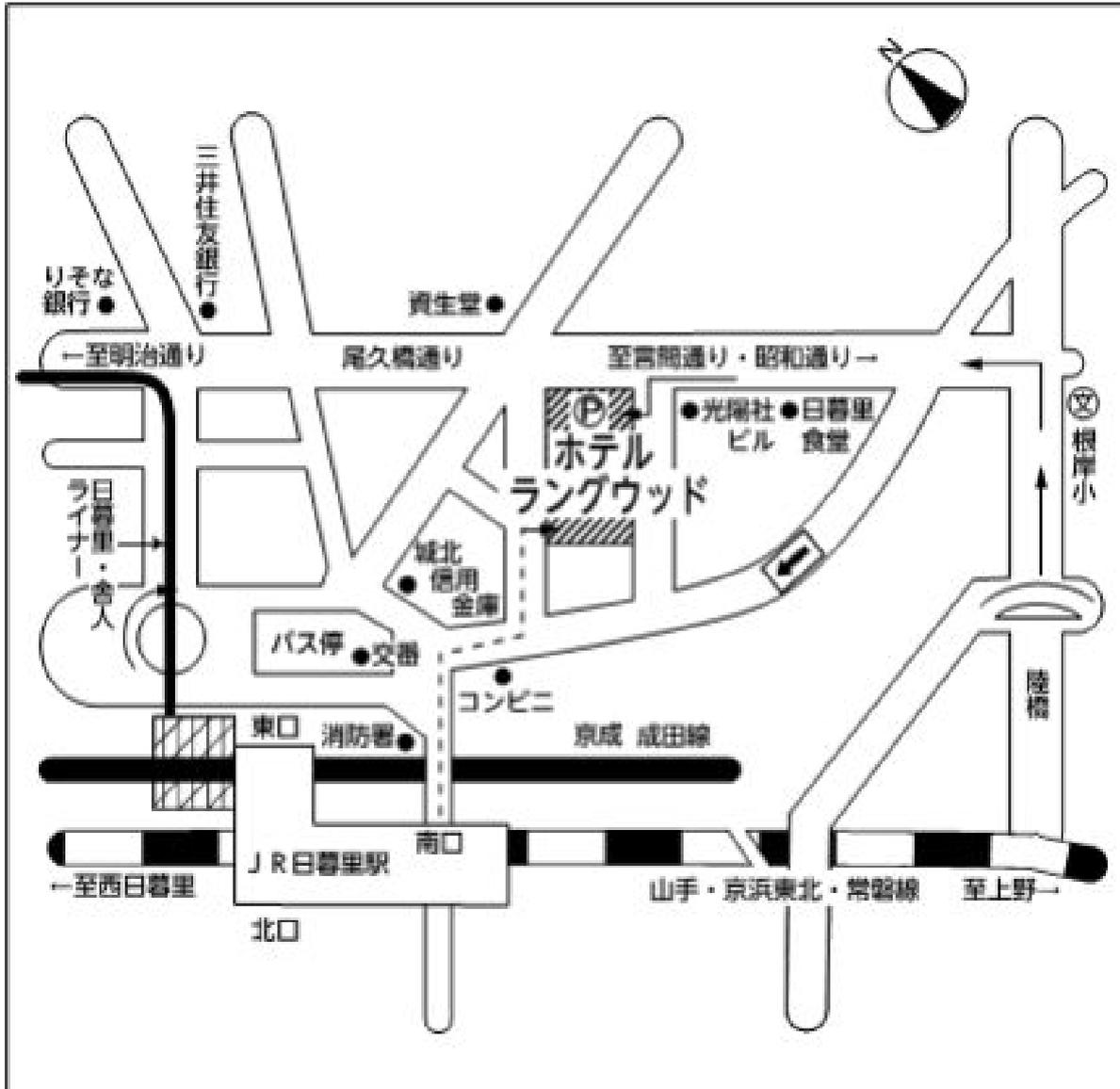
以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号
ホテル ラングウッド
2階 「朱鷺の間」
電話 (03) 3803-1234(代)



- JR、京成日暮里駅下車東口または南口、日暮里・舎人ライナー日暮里駅下車 徒歩約2分
- 当日受付（入場）は午前9時より開始致します。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。